

高生第152号
令和2年8月3日

各市町村高齢者福祉担当課長 殿
(鹿児島市を除く)

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の
実施について（通知）

このことについて、厚生労働省老健局から別添のとおり通知がありました。
つきましては、下記及び別添通知を御確認いただき、貴管内の高齢者福祉施設等への
周知及び適切な指導・助言をお願いします。

なお、別添1により県所管の各高齢者福祉施設管理者あて、別添2により関係団体の
長あて通知しましたので申し添えます。

記

- 1 所管施設等の水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害時の計画の策定状
況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について、速やかに点検をすること。
- 2 点検の過程で、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害計画が未作成又
は内容が不十分であると判断した所管施設等に対しては、必要な指導・助言を行うこ
と。
なお、所管施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等
を確認すること。

(問合せ先)
鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 山本）
電話：099（286）2703
介護保険室事業者指導係（担当 熊手）
電話：099（286）2687

令和 2 年 8 月 3 日

各高齢者福祉施設管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について（通知）

このことについて、厚生労働省老健局から別添のとおり通知がありました。については、下記及び別添通知を御確認の上、非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただきますようお願いいたします。
また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている法人におかれましては、各事業所への周知も併せてお願いいたします。

記

- 1 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画を策定していない施設においては、以下の参考資料(1)及び(3)に添付されている計画策定マニュアルやモデル計画を参考に速やかに作成すること。
- 2 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた避難訓練を実施できていない施設においては、速やかに訓練を実施すること。また、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう訓練を実施すること。
ただし、実際の訓練の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の安全確保を優先に考えて判断すること。
- 3 避難訓練を実施後、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画となるよう内容を検証し、見直しを行うこと。

【参考資料】

- (1) 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日老総0909第1号，老高発0909第1号，老振発0909第1号，老老発0909第1号）
- (2) 介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について（平成29年1月31日老総0131第1号，老高発0131第1号，老振発0131第3号，老老発0131第1号）
- (3) 介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について（平成31年2月1日老総発0201第1号，老高発0201第1号，老振発0201第1号，老老発0201第3号）

（問合せ先）
鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 山本）
電話：099（286）2703
介護保険室事業者指導係（担当 熊手）
電話：099（286）2687
鹿児島県土木部 建築課住宅政策室
住宅企画係（担当 上之園）
電話：099（286）3740

令和2年8月3日

鹿児島県老人福祉施設協議会会長 様
公益社団法人鹿児島県老人保健施設協会会長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の
実施について（通知）

このことについて、厚生労働省老健局から別添のとおり通知がありました。
については、別添1により県所管の各高齢者福祉施設管理者あて、別添2により各
市町村高齢者福祉担当課長あて通知しましたので、適切な対応がはかれるよう助
言等をお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課

施設整備係 担当 山本

電 話：099（286）2703

介護保険室事業者指導係（担当 熊手）

電 話：099（286）2687